

## 豊中市国民保護協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市国民保護協議会条例（平成18年豊中市条例第33号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、豊中市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協議会の会議の招集)

第2条 会長は、条例第4条第1項に基づき協議会の会議を招集する場合は、委員に対し、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

### (協議会の会議の代理出席)

第2条 委員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第8号の規定に基づき任命された委員を除く。）は、やむを得ず協議会の会議に出席できないときは、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。

2 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該会議の議事について、当該代理者を委員とみなす。

### (協議会の会議の公開)

第3条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第23条ただし書きに該当するときは、会長が協議会に諮って公開しないことができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、豊中市国民保護協議会会議の傍聴要領に定めるところによる。

### (幹事会)

第4条 条例第5条に規定する幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 幹事会は、協議会の幹事をもって組織する。

3 会長は、必要に応じ、幹事会の会議を招集することができる。

4 幹事会の会議の議長は、幹事のうちから会長が指名する。

5 幹事会の会議は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(会議の記録)

第6条 協議会は、会議を開催したときは、その概要を記録し、保存しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、豊中市都市経営部危機管理課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。